

令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣・厚生労働大臣表彰に係る応募要領

1 事業目的

介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働く環境改善を推進するため、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」へ愛知県から推薦する事業所を選定することを目的とする。

2 応募資格

国通知「令和8年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰について」（令和7年12月12日付老発1212第3号厚生労働省老健局長）（以下「国通知」という。）で規定する以下の事業者。

（1）居宅サービス部門

居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く）、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）、居宅介護支援、介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く）、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、地域包括支援センター、老人介護支援センター

（2）施設・居住サービス部門

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

3 応募方法

推薦を受けたい事業者は、次に掲げる書類を提出期限までに提出すること。

（1）提出書類

国通知 別紙2 応募書類

国通知 別紙3 関係法令遵守報告書

（2）提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時（必着）

（3）提出先

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第二グループ

（4）提出方法

電子メール

Mail : kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp

(5) 留意事項

- ア 事業所単位での応募とする。法人単位での応募は不可。
- イ 同一カ所内に複数の事業所・施設があり、取組を一体的に行っている場合、主たる事業所・施設について応募すること。

4 審査方法・選定等

以下の評価項目に基づいて県が審査を行い、推薦事業所を決定する。

- (1) 応募者が選択した大分類（待遇改善、人材育成、生産性向上）の取組について優れた取組を行っているか
- (2) 実効性のある取組となっているか
- (3) 持続性のある取組となっているか
- (4) 他の事業所での横展開が期待される取組か、事業所として横展開に協力できるか

5 愛知県から厚生労働省への推薦事業所数

「居宅サービス部門」及び「施設・居住サービス部門」で、それぞれ1～2事業所（該当がない場合は推薦しません）

6 その他

審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容の照会をする場合があるため、対応すること。

7 問合せ先

【担 当】愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第二グループ

【住 所】〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎2階）

【電 話】052-954-6861（ダイヤルイン）

【メールアドレス】kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp